

## 宮城県自然環境審議会会議録

日時：平成29年2月1日（水）

午後2時30分から午後4時30分まで

場所：宮城県自治会館2階 209会議室

### 配布資料

- 資料1-1 第12次宮城県鳥獣保護管理事業計画（案）の概要
- 資料1-2 第12次宮城県鳥獣保護管理事業計画（案）
- 資料1-3 第12次宮城県鳥獣保護管理事業計画新旧対照表（案）
- 資料2-1-1 第四期宮城県ニホンザル管理計画（案）の概要
- 資料2-1-2 第四期宮城県ニホンザル管理計画（案）
- 資料2-1-3 第四期宮城県ニホンザル管理計画新旧対照表（案）
- 資料2-2-1 第三期宮城県イノシシ管理計画（案）の概要
- 資料2-2-2 第三期宮城県イノシシ管理計画（案）
- 資料2-2-3 第三期宮城県イノシシ管理計画新旧対照表（案）
- 資料2-3-1 第二期宮城県ニホンジカ管理計画（案）の概要
- 資料2-3-2 第二期宮城県ニホンジカ管理計画（案）
- 資料2-3-3 第二期宮城県ニホンジカ管理計画新旧対照表（案）
- 資料2-4-1 第三期宮城県ツキノワグマ管理計画（案）の概要
- 資料2-4-2 第三期宮城県ツキノワグマ管理計画（案）
- 資料2-4-3 第三期宮城県ツキノワグマ管理計画新旧対照表（案）
- 資料2-5 各部会における次期管理計画（案）に対する主な意見等
- 資料3 第12次宮城県鳥獣保護管理事業計画策定スケジュール（案）

### 1 開 会

（始めに、事務局が開会にあたり、配布資料の確認が行われ、環境生活部渡部次長が挨拶を行った。）

### 2 挨拶（渡部次長）

本日は御多忙の折、御出席いただき感謝申し上げます。また、委員の皆様には日頃から本県の自然環境保全行政の推進について格別の御理解と御協力を賜り、この場を借りて感謝申し上げます。平成23年3月に発生した東日本大震災から早くも6年が経とうとしている。県民挙げてのたゆまぬ努力と全国の多くの御支援を賜りまして、着実に復旧・復興を遂げている。その中で、自然環境においては、津波で多くの海岸線、干潟が被害を受け、また、沿岸の防災林等は未だに復興前の状態にほど遠い状況にある。その中でも少しずつ植栽も進んでおり、その回復が徐々に図られている。

野生鳥獣に目を転じると、震災以降、イノシシ等による鳥獣の被害が増大している。イノシシによる農業被害は、震災前が年間約3,000万円だったのに対し、平成26年度においては1億円を超えるまでとなった。農家の農業意欲に大きな影響を及ぼしている。イノシシの他、ニホンジカについても生息範囲は拡大の一途をたどっており、その対応が課題となっている。

また、昨年は全国的にツキノワグマの出没件数が増え、県内でも住宅地や学校周辺など市街地にまで出没し、目撃情報が一昨年の3倍を超える件数が寄せられている。人身事故も6件発生し、報道でも大きく取り上げられた。さらに、この冬は鳥インフルエンザが全国的に猛威をふるっており、先月末現在で、野鳥における高病原性鳥インフルエンザは、全国で206件、県内でも2件発生した。幸いなことに、家禽での発生は今のところないが、全国の道県では多く発生しており、渡り鳥が帰る春までは警戒が必

要な状況が続くと考えている。

さて、今回は本年度 2 回目の審議会となるが、議題として平成 29 年度から 5 ヶ年を計画している第 12 次鳥獣保護管理事業計画（案）及び宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会で検討いただいたニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマに関する新たな管理計画の案について御審議いただくことにしている。議事の審議事項が大変多くなっているが、御審議のほど宜しく願います。

（事務局より定足数の報告が行われ、委員 23 名中 14 名が出席しており、宮城県自然環境保全審議会条例第 2 条第 2 項の規定により本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり本会議についても特段の支障が無いことから公開で行うことを説明した。）

事務局：以降の進行について、西村会長に願います。

### 3 審議事項

西村会長：では、審議事項に入りたいと思う。

はじめに、第 12 次宮城県鳥獣保護管理事業計画（案）について、事務局から説明願う。

事務局：（資料に従い説明）

西村会長：これから審議を行う。只今の事務局からの説明について御質問・御意見を願います。

尾形委員：今回、資料に目を通して驚いた。今回の資料の元は農林水産省か環境省か。

事務局：環境省の指針がもとになっている。

尾形委員：全国の猟友会に対して環境省から説明があったが、認定捕獲事業の従事者になるには、安全管理講習が 1 日間、知識講習が 1 日間、併せて 2 日間になる。これに加えて救急に関する勉強会が 1 日間あり、計 3 日間の従事者の研修会が行われている。宮城県でも同様の研修を資格取得のために盛んに行っているが、この資料を見ると自身たちが実施したものとイメージが異なっているので戸惑いがある。昨年の 9 月に宮城県から、認定捕獲事業者の資格を 9 月 22 日付けでもらった。そちらとは全く関係のない話になっている。

宮城県は認定捕獲事業がだいぶ遅れていて、岩手県と福島県はだいぶ進んでいる。

事務局：具体的な認定事業者の認定制度については、別途、国の方で示されている基準等があるので、それに即して進めている状況である。この計画では資料 1-3 の新旧対照表、37 ページ目に認定事業者の育成確保という形で載せている。宮城県では宮城県猟友会さんを含め、3 者ほどあり、この制度を活用して、一定の知識を持った事業者を育成していきたいということを記載している。

猟友会さんの方では一生懸命その制度に取り組んでいただいているということは伺っているので、非常に心強く思っている。県としては指定管理鳥獣捕獲等事業と他の有害捕獲により、さらなる有害鳥獣等の捕獲を進めていきたい。その中で認定事業者さんのお力を借りていきたい。これまでも猟友会さんには有害捕獲の中核を担っていただいていた。認定事業者の認定も受けていただいたので、引き続き御協力をいただきたいと考えている。

尾形委員：了。

西村会長：他にあるか。

小林委員：資料1-1の7ページ目に、鳥獣保護センターの設置とある。先ほどのお話では検討を継続するとのことであった。予算や人力的な面があつてなかなか設置まで至っていないが、検討・継続するというお話だった。これについては、資料1-3の37ページ目の上段（4. 鳥獣保護センター等の設置の項目）に説明がある。お金が関わってくるので難しいとは思いますが、長期的な見込みや先進県での事例、資料収集の進捗状況や視察の実施状況等あれば教えてほしい。

事務局：鳥獣保護センターの必要性については、県としても重々理解している。隣県に目を向けても、設置している県もある。本県としてもそういったものを設置できないかと考え、事務局内部でも検討している。建物を建てる、あるいは傷病鳥獣を保護するとなると獣医師を確保しなければいけない。設置はできてもその後の運営をどうやって行っていくかというところで、なかなかいいアイデアが出せないでいる。ただ、そういう施設があつた方が鳥獣保護の拠点となるので、県としても知恵を絞っている。先ほど御提案いただいた先進県での視察も行いたいと思う。今のところはインターネット等も活用して情報を集め、検討は続けているところである。利用できる財源やどこかとタイアップ、継続的に運営するため検討しているが、具体的にいつ頃という計画までは立ってかかっているのが現状である。

西村会長：よろしいでしょうか。前向きに検討いただいているところではあると思うが、さらに積極的に推進していただくようお願いしたい、という御意見かと思う。また、先ほどの認定鳥獣捕獲等事業者の育成確保に関しても同様であるが、先進的な他県の様子を情報収集しながら検討し、対応を積極的にやっていただければと思う。他に意見・御質問等はあるか。

永広委員：資料1-3の35ページ目、専門的知識を有する職員の配置を検討するとされている。下の表にもわざわざ専門的知識を有する職員の設置について入れてあるので、こういう職員を配置するという方向性は決まっているのか。わざわざ表にしているにも関わらず、人数については数字が空欄である。早急に検討を行い、順次この計画にも数字を反映させていくのか。

事務局：枠の設置については、国の方で示された様式の中で、新たにこの枠が増やされたというところである。記載については、国の指針の方でこういう職員の配置を求めるといったことだったので記載したところである。県としてもこういった分野の者については、専門的な知見が必要であるということは認識している。そういった意味で、記載した。まだ、実際のところは具体的な話は決まっていない。ただ、必要だということで、あとは人事の方にもかかわってくるので、今後は人事部局との話し合いをもって調整あるいは提案をしていきたい。急に配置することは難しいが、その必要性について訴えていきたい。

西村会長：まずは、枠ができたということで、方向性はこちらの方向でいくことになると思う。人を増やすというのは、確かに今、御説明いただいたとおりだと思う。ここは審議会として、積極的に取り組んでほしいという意見は出させてもらうので、県の方では、関係部局と協議を進めていってほしい。他に御意見・御質問等をお願いします。

遠藤委員：教えてほしい。本日配付された資料で、年度末にパブリックコメントを計画しているが、もう少し詳しく何月何日から、どんな手法で実施するのか教えていただきたい。

事務局：具体的な日にちは決まっていないが、30日間程度、県のホームページで実施する。本日の審議会及び検討・評価委員会でいただいた御意見をもとに修正が必要な部分は修正し、掲載する。パブリックコメントを実施するという広報も流しつつ行う。そこでの御意見も踏まえ、3月下旬頃に当審議会にて、再度、計画をお諮りする予定である。

遠藤委員：今回の資料は、だいぶ分量が多い。例えば、県民の方でこういった計画に興味はあるが、パソコン環境がない方もおられると思う。先ほど、永広委員の御意見にもあったが、行政担当職員で地方振興事務所の方の人数も書かれていた。県内の各地方振興事務所でもこういった資料が見られるようにして行ってほしい。山間部も含め、宮城県は大変広いので、その方が県民の方の御意見を集めやすいのではないかと思う。

事務局：各合同庁舎には県政情報コーナーというところが設置されている。そちらでも掲示されるようになっていたかと思うが、多くの方の目に触れるよう検討していきたいと思う。

西村会長：他に御意見・御質問等お願いします。

小林委員：資料1-3の43ページ目について、愛鳥モデル校の指定というのがある。実際、私たちも要請いただいたときには、そういったところに行って講師をしている。この指定計画の表で、平成33年度の指定済の学校数が7校と入っている。既に指定済みというのはおかしいので新規の7校の誤りではないか。

事務局：愛鳥モデル校は2年に1回指定している。平成33年度の指定済みというのは平成32年度に新規で指定した学校が翌年度、引き続き指定を受けるという前提のもと、記載した。そのため、年度で“新規”と“指定済”が互い違いになっている。

小林委員：了。

西村会長：説明があればわかるが、そうでないとわかりにくいように思う。パブリックコメントにかけても同じような質問が来そうな気はする。少し説明書きを加えてもよいのではないか。

事務局：表現方法について、工夫する。

西村会長：他に御意見・御質問等ないか。

早坂委員：今、質問すべきかどうか迷ったのだが、先ほどパブリックコメントについて遠藤委員から指摘があった。資料3の事業計画策定スケジュールについて伺いたいよろしいか。

昨年度の当審議会で示されたスケジュールでは、11月から12月に審議会が開催されて、12月から1月に開催される特定鳥獣の検討・評価委員会においてそれが具体化されるという計画になっていた。既に2月1日だが、資料3では4月1日に特定鳥獣管理計画が施行されるという決定になっている。本日から2ヶ月というタイトなスケジュールの中で隣県との調整やパブリックコメントが形式的なものになってしまうのではないかと懸念している。

各委員とも昨年度のスケジュールの中で11月から12月にこの審議会が開かれると心積もりしていたと思う。この審議会の本日の欠席人数が多いというのもその日程に合わせて皆様が準備していたことも要因と思う。本気で実りある審議会を実施するというのであれば、昨年のスケジュール提示の段

階で決めたスケジュールに沿って実施して欲しい。余計なことかと思うがここで意見として述べさせていただく。

事務局：スケジュールに関しては、改めて御説明差し上げるべきでしたが、早坂委員の御指摘のとおり前にお示したスケジュールからかなり遅れていること、大変申し訳なく思っている。ただ、業務的な話しで恐縮であるが、昨年11月に宮城県で初めて野鳥における鳥インフルエンザが発生した。11月から1月までにかけて担当班が対応していた。初めてということもあって手間取った部分もある。だからといってスケジュールが遅れているというわけではないが、実質的に厳しい限られた人数の中で対応したため、遅れてしまったということはある。

12次管理事業計画については、現計画が28年度までとなっている。平成29年4月1日に次期計画が始まらなると空白の期間ができてしまう。期間的に非常にタイトであるということは重々承知しているが、年度内の計画策定ということで進めさせていただければと考えている。

西村会長：早坂委員の御指摘のとおりと思う。スケジュールが決まっているということもあるので形式的にならないように欠席委員からも意見を伺っていただきたいと思ひますし、パブリックコメントと並行して審議会や委員の皆様からの御意見を頂戴できればと思う。

しかしながら、4月1日に間に合わせないと大きな問題も生じると思ひるので、是非、委員の皆様にも御協力のほどお願いする。他に御意見・御質問等あるか。

齋藤（哲）委員：資料1-3の5ページ目について、既指定特定鳥獣保護区の変更計画とあるが、変更後の方には上品山硯上山が平成32年から希少鳥獣生息地として記載がある。これは新規に設置することか。

事務局：上品山硯上山の鳥獣保護区に関しては、更新ということである。指定の最長期間が20年間になっている。上品山硯上山の指定期間の更新時期がちょうど12次計画期間中に当たるため、記載している。前計画の山元及び築館についても前計画期間中に更新時期がきたので記載されていた。

西村会長：他に御意見・御質問等あるか。

まだたくさんあるかと思うが審議事項が他にもあるので先に進めさせていただく。

続いて、審議事項（2）次期宮城県特定鳥獣管理計画の策定について①ニホンザル、②イノシシ、③ニホンジカ、④ツキノワグマについて、事務局から説明をお願いします。

事務局：（資料に従い説明）

西村会長：それでは、皆様から御意見ををお願いします。まず、私の方から、各検討・評価委員会の皆様には非常にタイトなスケジュールの中でご審議いただきましたこと、お礼を申し上げます。

では、なにか御意見・御質問等あるか。

小林委員：個体数の調整について質問したいと思うが、イノシシ、ニホンジカ、及びツキノワグマについては具体的な個体数調整の頭数が示されているが、ニホンザルについては資料2-1-1にあるように対象区域市町が策定する実施計画をもとに実施し、その計画対象以外の市町村については、有害捕獲により行うものとするという記載になっている。具体的な数というのは県として把握していないのか。

事務局：毎年の捕獲数は把握している。基本的に農業被害があった場合に捕獲するのが有害捕獲、数が多す

ぎて捕獲しないとサルと人との関係が悪化すると思われる場合に行うのが個体数調整である。重点地域の市町村については、サルが既に生息している市町村である。サルと人との関係が悪化するという場合には、前もって市町に計画を提出いただき、捕獲数を決めている。警戒区域についてはサルが常駐しているわけではないので、農業被害が出ている場合には有害捕獲で捕獲を行うということになっている。

西村会長：何か補足があればお願いします。

事務局：ニホンザルの場合、検討評価委員会のニホンザル部会を毎年開催しており、前年度の実績や当該年度の計画を評価している。その際に、頭数が増えているという場合、各市町から捕獲目標を記載した計画が提出されるので、そちらを検討・評価委員会の方で検討いただいている、ということも補足する。

西村会長：市町村でのサルの頭数、把握状況はどのようになっているか。

事務局：サルの場合は、市町村ごとの頭数というよりは、群れ単位での頭数把握になる。群れの把握については、県の方で毎年調査を行っている。その調査によって比較的詳細な把握ができています。

西村会長：他に御意見・御質問等あるか。

永広委員：ツキノワグマの管理計画について伺いたい。現状として、平成20年度の調査で633頭、平成26年度調査で1,669頭と倍増していて、この数をもとに管理していくということだが、倍増したのは個体数が増えてのことか、それとも調査方法が変わってこの数値が出たのか。いずれにしてもこの数値をもとに今後管理していくことになるので、その点、明確にしておく必要があると思う。

事務局：平成20年度に実施した方法はヘアトラップ法である。山の中に有刺鉄線を張って、そこにクマを引き寄せ、引っかかったクマの毛をDNA解析することで個体識別するという方法である。平成26年度に実施したのはカメラトラップ法で、赤外線カメラを山の中に設置してクマの“ツキノワ”の紋様を解析し、個体識別する方法である。岩手県の先生が両調査を実施しているが、差異はないとのことであった。いずれもベイズ法を用いて推定している。

ツキノワグマ部会の委員からは、平成20年度と26年度の数値の違いについて、その調査方法がより精度が高まったために数値が増えたのだろうという話しであった。数は増えているかもしれないが、必ずしも倍増したという話しではない。

西村会長：他に御意見・御質問等あるか。

伊藤（絹）：4種類の特定鳥獣を考えたときに、すごく重い問題も抱えているのではないかと思います。特にツキノワグマの計画を見たところ、世界的には希少種であるが、宮城県ではまあまあ多いということで、宮城県は貴重な生態系をもっているともいえる。生息域の保存と被害をなくすという両立を図っていくという難しさに直面していると思う。そういったことを広く理解いただけるよう、もっとわかりやすい説明にさせていただけたらと思う。それぞれの鳥獣、ニホンザルにしてもイノシシにしてもどのあたりで共存させるかというのは非常に難しい問題かと思うが、そのあたり、だいが議論されていると思うので、こんな風になっているというあたりの説明をわかりやすくお願いしたい。

事務局：クマの場合はゾーニング管理という方法で、人とクマとの共存を図っていきたいと考えている。これは環境省のガイドラインによる。クマが良く生息している地域はコア地域、人間活動を優先させる地域とクマが生息する地域の間が緩衝帯地域など、ゾーン区分は4つほどあるが、コア地域の場合は、クマをそこで捕殺するというよりは追い払いを行う。逆に、人間を優先する地域に出てしまったクマについては、積極的に捕獲を行うという整理をしたいと思う。ただ、ゾーニングの具体的な方法については、環境省でもまだ検討中なので、そちらの方針を確認してから進めていきたい。

伊藤（絹）：ニホンジカやイノシシの繁殖力は大きいものなのか。1頭いたら何頭にも増えるのか。

事務局：イノシシの場合は1頭の親から4～5頭産まれる。ただ、イノシシの場合の種の保存の戦略は、魚の稚魚と同じで、たくさん生まれた中で1頭でも生き残れば良いという方法であるようだ。シカの場合は1頭の親から1頭が生まれる。繁殖力が低いかということ、かなり高い方だと思う。

早坂委員：イノシシについての補足だが、私は特定鳥獣の検討・評価委員会にも関わっている。福島県では耕作放棄により、ほとんど人が入らない地域があって、家畜であったブタもそのまま野生化している状況である。そのブタが福島県と宮城県の県境付近でイノシシと交配し、遺伝子的に混じった雑種が生まれている。そのため、イノシシの繁殖力は、うなぎ登りの状態で、そのことを懸念している。

また、県南地域ではどんどん生息域が拡大している。昔は山元町で農業被害は聞かれなかったが、この頃では聞かれる。福島県からの流入ではないかというイノシシもいる。

耕作放棄地では、野菜等が放置されているので、いい餌場となっている。大人までたくさん育ってしまっている。ニホンジカに関しても狼のような上位の者がいないので、野放しに近い状態である。

ニホンザルやツキノワグマと違って、数が増えていってしまうので、それは捕獲しないといけないと考えている。これは部会でも同様に考えられているという理解である。その点、補足させてもらう。

西村会長：他に御意見・御質問等あるか。

富士原委員：この計画に具体的に影響する話ではないが、先ほど伊藤委員のほうからツキノワグマは保護に値するようなものであって、共生も考えていくというようなお話があった。私は大和町の教育委員会で仕事しているが、クマの出没情報が集まってくる。

森林開発している地域や自動車がたくさん通るようなところからは、たくさん目撃情報が寄せられる。出没地点を地図上にプロットしているが、クマがいるような奥山については、情報があまりない。これは、奥山にはクマがいて当たり前ということで、共生が図られているということである。人間の方もそれなりに努力している。しかし、人間の都合で山を切り開き、開発行為を行っている地域は、ダンプカーが行き交っていて、クマがいると通報される。なんとなく人間の都合でクマが悪者になっているという印象がある。

それから、農業後継者が減っている関係で目立つのが柿の実の放置である。昔は、大事に収穫して、干し柿にしたり渋抜きをしたりして食べていた。今は豊富に食べ物があるので庭先の柿の木が放置されてしまう。そこにクマがやってくる。それもこれも元々は、私たちのせいではないのか。この管理計画を拝見して、まだ人間側の注意が必要なのところではないかと感じた。我が町の現状を見ながらの対応になると思うが、ニホンジカやニホンザル、イノシシには当てはまらないようには思うが、クマに関してはそのように感じている。もっと人間としてちょっとずつでも努力できることを追求していく必要があると感じた。

その中で一つ気になったのが、ペット類の勝手な放し飼いという点である。以前勤めていた鶴巣小学校では、絶滅危惧種のマタナゴの保護保全活動をしていた。そのマタナゴの繁殖を脅かしているの

がタイリクバラタナゴやアメリカザリガニ等の外来種で、他にも色々な要因がある。それも人間の都合によるところが目をつぶられていて、動物の悪さだけがクローズアップされているように思う。

西村会長：今の御意見は、当自然環境保全審議会としても非常に重要なことである。そういうようなことを議論できる機会が持てればと思う。今回の計画についても“管理”が主ということではなく、“保護”と“管理”のバランスをとる必要がある。先に御説明いただいた、第12次宮城県鳥獣保護管理事業計画、それから、特定鳥獣の管理計画の両方を含めて、御意見・御質問等あれば願います。

なにぶん、資料がたくさんあり、改めてこの場で見ていただくには時間も限られていたので、すぐに御意見というのは難しいかもしれない。お忙しい中とは思うが、また資料をご覧いただいて、お気づきのところがありましたら事務局の方へ御連絡願いたい。

本日は会議の時間の都合もありますので、審議についてはこのあたりで御意見・御質問は終了する。計画については、本日の御意見を踏まえ、また、本日は御欠席の委員からも御意見を丁寧集めていただき、計画について事務局の方で精査いただきたいと思う。審議会としては3月下旬に再度審議させていただくことになる。スケジュールの話も出たが、その前にパブリックコメントがあり、委員の皆様や関係者の皆様にも積極的にパブリックコメントをお出しいただけるよう働きかけていただければと思う。

それでは議事の(3)その他について、何かあれば願います。

事務局：(今後のスケジュールについて説明)

西村会長：他にあるか。以上で、議事は終了とする。円滑な議事の進行にご協力いただき感謝する。

事務局：西村会長、委員の皆様、ありがとうございました。以上をもちまして、本日の宮城県自然環境保全審議会の一切を終了いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙の所お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。